

平成29年度は、社会福祉法の改正に伴う対応に追われた年でしたが、事業計画に基づき、概ね計画通り事業を遂行できたのではないかと考えています。

さて、平成29年度の決算ですが、繰越資産が、流動資産である預金等の形で各事業所に分散されており、法人全体の将来の設備投資に活用できる資産額が把握し難いとの評議員会及び理事会でのご意見から、各事業所の預金を本部に繰り入れし、本部で施設整備等積立資産等に積立することといたしました。

法人単位の貸借対照表及び事業活動計算書の概要を記載しましたが、サービス活動増減の部における収益は1,087百万円（前年度比102%）、費用は1,048百万円（前年度比104%）でした。人件費は、699百万円（前年度比105%）で、収益合計に対する比率は、64%（授産活動である就労支援事業収益を除いた場合には、75%）でした。

将来の提供サービス環境の充実のための設備投資の原資を確保しながら、法人の運営を行っていかねばなりません。平成29年度の決算において、50百万円の当期活動増減差額を確保することができました。

課題はあるものの、利用者の皆様、地域の皆様、関係機関の皆様等のご協力により、概ね良好な決算結果であったと考えています。

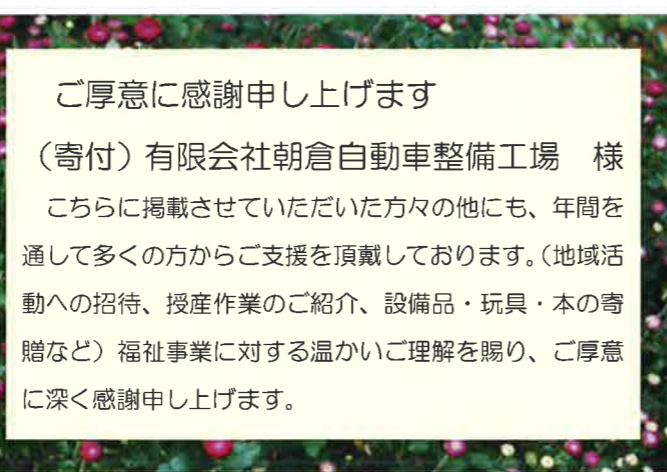
法人単位貸借対照表（概要）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	596	流動負債	385
固定資産	1,148	固定負債	177
		負債の部	562
		純資産の部	
		基本金	278
		積立金	406
		次期繰越増減差額	498
		(内当期増減差額)	50
		純資産の部合計	1,182
資産の部合計	1,744	負債純資産の部合計	1,744

法人単位事業活動計算書（概要）（単位：百万円）

勘定科目		決算額
サービス活動増減の部		
収益	介護保険事業収益	10
	就労支援事業収益	151
	障害福祉サービス等事業収益	926
	その他の事業及び寄付金収益	0
	収益計	1,087
費用	人件費	699
	事業費	49
	事務費	171
	就労支援事業費用	114
	減価償却費	23
	国庫補助金等特別積立金取崩額	-8
費用計	1,048	
サービス活動増減差額		39
サービス活動外増減の部		
収益		8
費用		1
サービス活動外増減差額		7
経常増減差額		47
特別増減の部		
収益		4
費用		0
特別増減差額		4
当期活動増減差額		50
繰越活動増減差額の部		
前期繰越活動増減差額		564
当期末繰越活動増減差額		614
基本金取崩額		0
その他の積立金取崩額		8
その他の積立金積立額		124
次期繰越活動増減差額		498

社会福祉充実残額（百万円 H30.3.31） ▲571



ご厚意に感謝申し上げます
 （寄付）有限会社朝倉自動車整備工場 様
 こちらに掲載させていただいた方々の他にも、年間を通して多くの方からご支援を頂戴しております。（地域活動への招待、授産作業のご紹介、設備品・玩具・本の寄贈など）福祉事業に対する温かいご理解を賜り、ご厚意に深く感謝申し上げます。

平成30年度定時採用職員

（配属事業所）	（氏名）
ワークショップ・フレンド	佐藤 歩美
ぱれっと	富田 圭美
フィルイン	秋元 翔和
大和市障害者自立支援センター	高橋 彩花

サロンコンサート2018開催のお知らせ

日時：7月21日（土）開演13：30～15：30
 会場：相模原市立市民健康文化センターふれあい広場
 出演：ポップインストユニット style-3!
 神奈川県立麻溝台高等学校 合唱部のみなさん

編集後記

今回の特集記事の取材を行う中で、普段直接みることのできない各事業所の取り組みの詳細を知ることができ、法人全体の研修等でも広く活用ができそうな参考になる内容だと感じました。次号もすずらんの会における取り組みについて、ご紹介したいと思います。（広報委員会）

広報 すずらん

発行日：平成30年7月1日（平成8年創刊）
 発行元：社会福祉法人すずらんの会 理事長 松屋 直人 URL: <http://www.suzuran.or.jp>
 所在地：〒252-0328 神奈川県相模原市南区麻溝台7-6-4 TEL: 042-745-8080
 編集：広報委員会

2018(平成30年)

7月発行
 第68号

障害福祉サービスの平成30年度制度・報酬改定について

理事長 松屋 直人

この4月から、障害者総合支援法の、①障害者の望む地域生活、②多様な障害児ニーズの対応、③サービスの質確保・向上にむけた環境整備をキーワードとした改正が行われ、「自立生活援助」や「就労定着支援」等が創設されました。

また、3年毎の報酬改定として、①重度化・高齢化・医療的ケア児支援・就労支援サービスの質などの課題に対応、②前述の法改正により創設された新サービスの報酬・基準の設定、③平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%をキーワードとした改定が行われました。

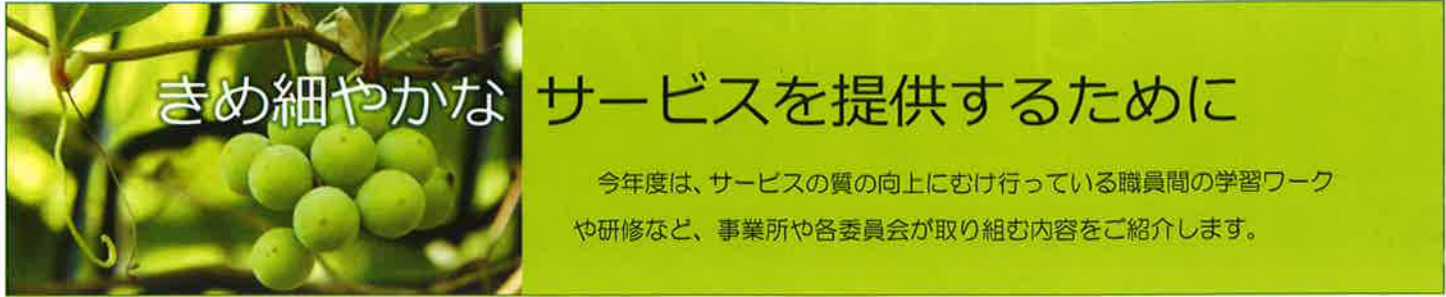
法人設立以来、就労支援を中心に活動を行って参りましたが、今年度からの制度・報酬改定で、一般就労支援については、就労定着支援が創設され、制度的には充実が図られたと思いますが、残念なことに福祉的就労の場である就労継続支援B型は、生活介護と比較して支援の必要度が非常に少ない方々に利用されているという誤った国の認識からか、正当な報酬上の評価がされないままになっています。H29年10月25日に開催された財務省財政制度審議会の財政制度分科会の資料によると、就労継続支援B型の利用にあたって障害支援区分認定が不要で53%の方が区分認定を受けていないため、未認定の方を非該当（区分0）とみなした平均支援区分が1.4（生活介護：5.0）とされ、「支援区分の低い者の利用が多く、他に比較して相対的に高い報酬水準」と結論付けられています。正確なデータを基に議論してもらいたいものです。この影響なのか、就労継続支援B型では、平均工賃額に応じた基本報酬に変更され、従来の目標工賃達成加算が廃止された結果、前年度に目標工賃達成加算が算定されていた事業所は、若干ではありますが軒並み報酬減となるという奇妙な現象が生じています。何のための報酬改定だったのでしょか。

放課後等デイサービスでは、事業所の急増による給付費抑制策として、基本報酬への利用児の状態像指標導入等による報酬抑制が行われました。未就学児と比較して甚だしく貧弱な普通級就学児への療育支援の提供が、益々困難になってしまいました。また、準備期間が短かったためか、市町村の状態像指標認定に当たり混乱がみられ、我々事業所も大きな影響を受けました。制度設計等に課題が多い事業ですが、就学児への療育支援は、法人中核事業の一つとして位置付けていますので、今後も適切なサービスが提供できるよう努力して参ります。

相談については、相談支援専門員の一人あたりの標準担当件数の設定、基本報酬の引き下げ、モニタリング実施標準期間の見直し（一部短期間化）が行われましたが、事業所の苦しさを軽減するものとは程遠い内容です。法人としても適切な相談サービス提供体制の整備に努力しているところですが、職員の使命感に頼らざるを得ない状況が続いています。

今回の法改正で創設された就労定着支援については、当法人は10月からの開始に向けて準備を進めているところです。共生サービスについては、今年度検討を行い、必要であれば、次年度から開始できるよう準備を進めたいと考えています。





対人支援に関する学習ワークを実施

日中活動事業所グリーンハウスでは、「支援の引き出しを増やす」ことを目的とした学習ワークを行いました。このワークは、日常でよくある事例を題材に、「もし自分だったらどのような対応をとるか」を職員それぞれが考え、その行動の意図ごとに自分自身の支援傾向を分類していくものです。具体的には、職員ひとり一人が自分の選んだ色の付箋に、自分の考える支援案を記入し、記入された内容をホワイトボードの項目別に分類することで、自分や他の職員が普段どのような支援を行う傾向にあるのかを一目で捉えることができるものです。



廊下を走っている利用者、どのような対応（支援）をしますか

- ①考えた支援例を付箋に記入していく。
 (支援例)「危ないですよ●●しましょう」と声をかける
 「●●さん」と名前を呼びかける
 「その行為は良い事でしたか」と問いかける
 「その行為をすることでどうなりますか」と問いかける
 「なぜその方法が良いのですか」とたずねる
 「ストップ!」と声をかける
 お手本を見せる
 あえて声はかけず、視線を送る

- ②その支援をする意図を以下の分類項目別に貼っていく。
 ・相手の考えやニーズ、行動の理由をたずねる、探る。
 ・本人の気づきを促す。
 ・相手に提案、助言をする、選択肢を提示する。
 ・相手に指示、指導、やるべきことを伝える。
 ・禁止、否定、やっではないけないことを伝え静止する。
 ・その他

職員の自己覚知

これらの取り組みは、普段行っている自分の声かけや対応は、どのような傾向があるのかを職員一人ひとりが客観的に知ること、日頃から自らの支援を予測し、その時の場面や利用者一人ひとりに合った支援に対する意識へと繋げることを狙いとしています。また、現在職員それぞれが持っている支援の引き出しを互いに知ると共に、他者の意見を聞いて比較することで、今後の支援の引き出しを増やして行く貴重な機会にもなったようです。

良いところ探しとリフレーミング

リフレーミングの目的は、枠組みで捉えられている物事を違った角度からアプローチしたり、視点を変え焦点をずらしたり、解釈を変えたりと、意図的に自分や相手の考えを肯定へと作用させて、行動を健全なものへと導くために「自分」を知ることです。

- (ワークの概要)
 ①良い・プラスなこと5個、悪い・直したい・マイナスなこと5個をそれぞれ「私は、〇〇〇」という文章で作成する。

- (例)「私は人前で話すことが好きだ」
 「私は、ふざける」
 「私は、よく風邪をひく」
 ②その後、自分が書いた「悪い・直したい・マイナスなこと」について、他の職員がプラスの表現に言いかえる。

- (例)「私は、ふざける」→「あなたは、明るく振る舞う」
 「あなたは、陽気だ」
 「私は、よく風邪をひく」
 →「あなたは、自分の体調を気にかけている」
 「あなたは、風邪の対応に慣れている」

対人支援にも応用

実際に、この「良いところ探しとリフレーミング」のワークを実施した後、事業所内では、職員が記入するケース記録の中で、利用者の良い面に注目する記述が増えたそうです。このように、物事を違った角度から捉える視点が、今後の新たな支援の方向性を見つけるヒントとなります。
 物事を様々な角度から解釈し直すだけでなく、そこから新たに獲得した見方を「今後の支援にどのように生かすのか」について考えることが、より質の高いきめ細かな支援へと繋がって行くのだと考えられます。

グリーンハウスでは、今後も月に一回程度の頻度でこのようなサービス向上に向けた取り組みを継続していくとのことでした。ワークに実際に参加した職員の間には、理想とされる支援の形と、実際の現場で一秒一秒の判断が求められる支援との間には、ギャップを感じるという声も聞かれたようです。だからこそ、このように職員全員で日頃の支援について自分の考えを表出して他者の意見に耳を傾ける場と、日頃から小さなことでも職員同士情報共有し合い、コミュニケーションを取りあう姿勢が重要だと考えます。

状況の調査

また、介護サービス事業所あいあいSでは、一様ではないニーズに細かく対応できるように、アンケート調査を実施しました。一対一での活動が多く、プライベートな領域に触れることが多い分、サービスを利用する側にとって嫌だと思ふことは、原因を調査して、不快の程度をこちらが把握することが大切です。お互いの苦手意識が相手に伝わり、双方が嫌な思いをすることも考えられ、個々のニーズに配慮したサービスを提供できるよう、アンケートを実施しました。

【利用者アンケートの内容】
 このアンケートは、今後のヘルパー調整に反映させるためのものです。ヘルパーに内容を漏らすことはありませんのでご安心下さい。

- ◆苦手なヘルパーはいますか? はい・いいえ
- ◆それは、誰ですか? ※複数可
いない場合は記入しなくても良いです。(自由記述)
- ◆苦手だと思った理由を、聞かせて下さい。
※無ければ、記入しなくて良いです。(自由記述)
- ◆苦手だと思った事を、誰かに相談しましたか?
はい・いいえ・(自由記述)
- ◆苦手なヘルパーとは今後、出掛けたくないですか?
出掛けたくない・たまになら良い・出かけても良い・(自由記述)

(特定相談・障害児相談支援)
相談支援センター・すずらん
 平成30年4月「相談支援センター・フレンド」から「相談支援センター・すずらん」に名称を変更しました。また、平成30年度1年間をかけて「グリーン・コスセンター」を「相談支援センター・すずらん」に統合します。
 名称変更とともに、相談支援専門員も変わりました。ご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、みなさまが円滑にサービスを利用できるよう、相談支援事業に取り組んで参ります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
 所在地：〒252-0328 相模原市麻溝台743
 (ワークショップ・フレンド2階)
 TEL 042-711-9266 FAX 042-777-1786



【ヘルパーアンケートの内容】
 このアンケートは、現在の心境や今後の業務改善に向けた参考意見としてお聞きしています。

- ◆支援のしづらさ、困難と感じる利用者はいますか?
はい・いいえ・(自由記述)
- ◆困った時に、次の人たちはどのくらい頼りになりますか?
事務所職員/ヘルパー仲間/家族・友人等
非常に・かなり・多少・全くない
- ◆個人的な問題を相談したら、次の人たちはどれくらいまで聞いてくれますか?
事務所職員/ヘルパー仲間/家族・友人等
非常に・かなり・多少・全くない

アンケート調査の結果はヘルパーを調整する際にも活かすことができます。単に相性といった関係性だけで解決するのではなく、少しの改善で利用してもらえらる組み合わせが増えることは、人材不足に悩む事業所にとっても良い効果ですし、利用者にとっても活動の幅が広がります。また、ヘルパーに対して支援で現状抱えている困難はないかを確認し、スキルのアドバイスや、工夫で対応できる部分は改善して行くことで、支援の質を高めヘルパー自身も働きやすくなり、活動に余裕をもって就いてもらうことができます。

平成24年の法改正に伴い、相談支援事業の充実が図られましたが、自分に合ったサービスや事業所を探すことは、簡単ではありません。気持ちよくサービスを利用していただくためにも、事業者側が柔軟にお客様のニーズに対応できるようサービスを提供して行かなければならないと考えます。
 (編集：広報委員会)

募集中! (介護サービス事業所)
あいあいSからご案内
 ガイドヘルパー時給1,420円 1時間以降1,030円
 ホームヘルパー時給:身体介護1,600円~1,800円
 生活援助・家事援助1,400円 日曜・祝日25%増
 ※月1回勤務可、資格が無くてもご相談ください。
 資格取得補助あり。 TEL 042-777-6776

相談内容(例)
 ・日常生活にかかわる様々な相談
 ・福祉サービス利用時の相談
 ・関係機関の紹介
 ・社会資源などの情報提供